

電気事業法 (昭和三十九年七月十一日法律第七十号)

【抜粋】

(主任技術者)

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、経済産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

- 2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。
- 3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき(前項の許可を受けて選任した場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
- 5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者免状)

第四十四条 主任技術者免状の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種電気主任技術者免状
 - 二 第二種電気主任技術者免状
 - 三 第三種電気主任技術者免状
 - 四 第一種ダム水路主任技術者免状
 - 五 第二種ダム水路主任技術者免状
 - 六 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状
 - 七 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状
- 2 主任技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣が交付する。
 - 一 主任技術者免状の種類ごとに経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験を有する者
 - 二 前項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状にあつては、電気主任技術者試験に合格した者
 - 3 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、主任技術者免状の交付を行わないことができる。
 - 一 次項の規定により主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 4 経済産業大臣は、主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その主任技術者免状の返納を命ずることができる。
 - 5 主任技術者免状の交付を受けている者が保安について監督をすることができる事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲並びに主任技術者免状の交付に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。

資格・試験

【ボイラー・タービン主任技術者】

概要・目的: ボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法に基づく発電用ボイラー、蒸気タービン、ガスタービン及び燃料電池発電所等の工事、維持、運用に係る保安の監督などを行う者であり、安全の確保及び、電力の安定供給を図るのが目的の資格です。

根拠法令: 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条

試験概要: 本資格の交付については、試験は実施しておらず、申請により学歴及び実務の経験に応じてなされます。

1. 実施時期: 随時受付
2. 申請資格: 学歴に応じた実務経験年数をもつ者

	1種	2種
(1)大学(機械工学)卒	[6(3)]	[3]
(2)大学卒	10[6(3)]	5[3]
(3)短大・高専(機械工学)卒	[8(4)]	[4]
(4)短大・高専卒	12[8(4)]	6[4]
(5)高校(機械工学)卒	[10(5)]	[5]
(6)高校卒	14[10(5)]	7[5]
(7)中学卒	20[15(10)]	12[10]
(8)一級海技士(機関)、特級ボイラー技士、エネルギー管理士(熱)又は、技術士(機械部門に限る)の2次試験に合格した者	[6(3)]	[3]

(1)第1種の必要経験年数は卒業後のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は、運用に係わった年数です。[]の年数は、必要年数のうち発電用の設備(電気工作物に限る。以下同じ。)に係わった年数で、()の年数は[]のうち圧力5880キロパスカル以上の発電用の設備に係わった年数です。

(2)第2種の必要経験年数は卒業後のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は、燃料電池設備(最高使用圧力が18キロパスカル以上のもの)の工事、維持又は、運用に係わった年数です。[]の年数は、必要年数のうち発電用の設備に係わった年数です。

3. 受付: 最寄りの産業保安監督部電力安全課